

小規模工事・修繕受注希望者登録してみませんか？

富士見市では、公共施設や道路などの工事・修繕で、「少額で比較的内容が軽易な契約」について、受注希望する方を登録し、市内業者の受注の機会を拡大に努めています。

簡易な登録手続きで登録可能で、入札対象となる規模の大きな公共工事と比べて、提出書類も簡略化されているため、個人又は少人数で事業をされている方や、今後事業を拡大したい事業者の方でも受注しやすい制度となっていますので、ぜひ登録をご検討ください。

どんな人（事業者）が登録できるの？

- 1 建設業許可がなくても登録できます！
- 2 市内に本店がある事業者の方が登録できます！

※富士見市入札参加資格者名簿（工事）に登載されている事業者の方は登録できません。

※詳しくは、市HPをご覧ください➔



どんな工事・修繕があるの？ 登録方法は？

●よく発注される工事（一例です）

- ▶ 屋内照明器具、コンセント、道路外灯などの電気工事。
- ▶ 学校、保育所、集会所、庁舎の内装や建具工事。
- ▶ 校庭や公園の樹木、公共施設の土間コン等の外構、土木工事。
- ▶ 配管やトイレの水漏れなどの水回り工事。（各公共施設や公園、グラウンドなどの屋外施設）

詳しくは、市HPで過去の発注実績がご覧になれます 

登録の流れ

市HPから申請書と納税状況同意書をダウンロードして必要事項を入力（市役所総務課窓口でも受け取れます）

入力した書類を市役所総務課に提出（持参）

市で申請内容、納税状況を審査後、名簿に登載します。

▼見積依頼から受注・施工・支払いまでの流れ▼

見積依頼	受注者決定～契約	工事・修繕の施工	検査・支払
市から、希望する修繕内容をお伝えし、見積書提出をご依頼します。原則、価格競争を行うため、複数者に見積書の提出をご依頼させていただきます。	見積りの結果、最も低い金額を提示した事業者を契約相手方として決定し、正式に発注を致します。契約の際は <u>請書の提出</u> をお願いします。	正式発注を受けた後、工期末までに施工を完了してください。施工にあたり工事写真（施工前・施工中・施工後）を作成・提出してください。	工事・修繕完了後、完成通知書を提出し、市の完成検査を受けてください。検査合格後、市に請求書を提出し、市は30日以内に支払いを致します。